

新型コロナウイルス感染症の影響により 「雇用調整助成金」の活用をお考えの事業主の皆様へ

茨城労働局職業安定部職業対策課

現在、茨城労働局・ハローワークでは、本助成金に関するご質問等を受け付けておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ご質問の回答には相当の時間を要しております。
大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
なお、本助成金に関するお問い合わせに際しまして、下記チャート図をご参照ください。

◆お問い合わせ先チャート◆

コールセンターもご利用ください。
0120-60-3999
受付：9:00～21:00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主である

YES

NO

本助成金は事業活動の縮小を余儀なくされた場合に限るものであって、事業活動が縮小していない場合は、雇用調整助成金を受給することができません。

労働者に休業手当を支払う事業主である

YES

労働者に休業手当を支払う

NO

労働者に休業手当を支払わない

本助成金は、休業手当の支払が支給要件の一つとなっております。

職業対策課または最寄りのハローワークへお問い合わせいただくか、「雇用調整助成金ガイドブック」（緊急対応期間・簡易版）をご覧ください。Q&A もご利用ください。令和2年6月12日付け特例措置に関するFAQ はこちらをご覧ください。
なお、支給については上記の他にも要件があります。また、教育訓練、出向させる場合も本助成金の対象となる場合があります。

「郵送」による受付可能です！

特例措置の内容は[こちら](#)

申請書類簡素化の内容は[こちら](#)

申請用様式は[こちら](#)